自力での避難が困難な方の

災害時の避難行動・避難支援を考える

個別避難計画作成マニュアル

（福祉専門職編）

忠岡町

第１版（令和８年３月）

目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・

1．基本用語の確認　・・・・・・・・・・1

2．個別避難計画の様式　・・・・・・・・2

3．個別避難計画作成の流れ・・・・・・6

4．個別避難計画作成後の手続き・・・・14

5．報奨金の支払い・・・・・・・・・・・16

6．参考資料

個別避難計画 QA よくある質問・・・17

用語集　・・・・・・・・・・・・・・24

［本マニュアルに関する問い合わせ］
忠岡町役場　町長公室自治防災課
〒595-0805　泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
電話　0725-22-1122
FAX　0725-22-0364
Email tadaokajichi@town-tadaoka.jp

はじめに

本マニュアルは、介護支援専門員や相談支援専門員の皆さまにご理解・ご協力をいただきながら、円滑に「個別避難計画」を作成・運用していくための一助となることを目的として作成したものです。

近年、発生する災害において、多くの高齢者や障がい者が被害に遭われ犠牲となっています。 この状況を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法等の一部が改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に登載された方、一人ひとりに作成する避難支援のための計画です。災害時に「いつ」、「どこへ」、「誰と」、「どのように」避難するかを決めておく計画であり、いざという時に、この計画を見れば、誰でも災害時に慌てずに避難行動ができることに役立てるものです。また、避難時に個別避難計画を携帯することで、被災後の医療支援等にもつなげることができると考えております。

皆さまには、日々の業務でご多忙かと存じますが、本事業の趣旨をご理解いただき、有事への備えとして「個別避難計画」の作成についてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ．基本用語の確認

災害時の避難支援に関わる主な関係者

⑴　支援を受ける人

避難行動要支援者

　避難するときに、配慮を必要とする方（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）のうち、自力での避難が困難であり、避難のために特に支援を必要とする方。
略して要支援者とも言います。

【忠岡町の要支援者】
①介護保険における要介護認定者（要介護３～５）
②身体障がい者（身体障がい者手帳Ⅰ・２級）
③知的障がい児・者（療育手帳Ａ判定）
④75 歳以上の高齢者のみの世帯の者
⑤精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を所持する者
⑥難病患者
⑦妊産婦、乳幼児（ひとり親家庭で就学前児童がいる世帯に限定）
⑧上記以外の者であっても地域における要支援者支援の取組において、状況に応じて支援が必要な方を対象とします。
※長期入院等の場合は除きます。

⑵　支援をする人

避難支援者等関係者

　避難するときに、要支援者の避難を支援等する方。
　自主防災組織の関係者、消防団員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会　等

避難支援等実施者

　避難支援等関係者のうち、災害の発生時、または、発生するおそれのある場合、個別避難計画に基づき、安否確認や避難支援の実施など、避難行動要支援者の避難行動を直接支援する方。
　家族、親戚、知人、近隣住民 等の方々

災害時の避難支援に使用される名簿・計画の関係

■ **避難行動要支援者名簿**

市町村が避難行動要支援者を把握し、あらかじめ登録しておく名簿です。

避難行動要支援者が同意した場合、本人の名簿情報が避難支援者等関係者に提供されます。

■ **個別避難計画**

避難行動要支援者名簿に登載された方、一人ひとりに作成する避難支援のための計画です。

作成には避難支援等関係者や避難支援等実施者も携わります。

２．個別避難計画の様式

個別避難計画は、エクセルの２シートに分かれています。

２－１【本人用表面】

①本人情報【基本情報】　②親族・関係者情報

③本人情報【詳細情報】　④ハザード情報・避難支援情報　⑤避難計画

（　　　　　　　　）さんの避難計画　　～あなたの支援に必要な情報～　　　様式第２号

作成者：
作成日：　　　年　　月　　日

①本人情報【基本情報】						
フリガナ		性別		電話		FAX	
本人氏名				携帯		メール	
本人住所							
生年月日	年　月　日（　歳）			自治会名			
支援理由	□ 介護保険における要介護認定者（要介護３～５） □ 知的障がい児・者（療育手帳Ａ判定） □ 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者 □ 妊産婦、乳幼児（ひとり親家庭のうち未就学児世帯）			□ 身体障がい者（身体障がい者手帳１・２級） □ ７５歳以上の高齢者のみの世帯の者 □ 難病患者 □ その他（　　）			

②親族・関係者情報						
	順位	氏　名	住　所	連絡先	続　柄	
緊急連絡先（支援者）	1		□ 同居 □ 別居　〇〇市〇〇町〇－〇－〇	自宅： 携帯：		
	2		□ 同居 □ 別居　〇〇市〇〇町〇－〇－〇	自宅： 携帯：		
	順位	機関名・氏名	種　別	電話番号		
支援関係者	1（必須項目）		□ 自治会関係者(隣人)　□ 民生・児童委員	固定： 携帯：		
	2		□ 自治会関係者(隣人)　□ 民生・児童委員 □ 福祉専門職　□ 医療関係　□ 福祉事業所	固定： 携帯：		

③本人情報【詳細情報】		
生活状況	同居状況	□ ひとり暮らし　□ 世帯全員が75歳以上　□ 同居家族の支援が受けられない（具体的に　　） 世帯人数：　人世帯（本人含む）　家族構成（　　）
		※2人以上世帯の方のみ回答ください 自宅で1人きりになる時間が □ ない □ ある（月、火、水、木、金、土、日）（　時　分 ～　時　分） □ 決まった外出（月、火、水、木、金、土、日）（　時　分～　時　分）（行き先：　　） □ 決まった外出（月、火、水、木、金、土、日）（　時　分～　時　分）（行き先：　　）
		居所見取図（寝室の位置、普段居る部屋 等） □ リビング（____階）　□ 寝室（____階） □ その他特記事項（　　）
日頃の関わり		□ 日頃から家庭訪問や声かけをしてほしい　□ 緊急時以外は来ないでほしい □ 家庭訪問の前に連絡がほしい（　　）□ その他（　　）
身体の状況	移動等	□ 補助具（杖や歩行器等）を使用し移動　□ 車いすで移動　□ 寝たきり（車いす不可） □ 体に動かない（動きにくい）部位がある【具体的に：　　】
	認知面	□ 物が見えない（見えにくい）　□ 音が聞こえない（聞こえにくい） □ 指示理解が難しい　□ 状況判断が難しい　□ 避難所等、集団生活が困難 □ 生年月日や年齢を言えない　□ 短期記憶ができない　□ 今の季節を理解できない □ 徘徊する可能性がある
	医療面	□ 医療機器等を使用している □ 人工透析　□ 在宅酸素　□ インスリン　□ 人工呼吸器　□ 電気式たん吸引器　□ 胃ろう □ 難病患者（人工呼吸器を装着している者、気管切開をしている者等）□ その他（　　） ⇒ 避難所において、電源の確保　□ 必要　□ 不要
	その他	□ 食事、排泄、移動のどれかがひとりでできない □ 本人や同居の家族等の協力だけでは、自宅前（共同住宅では敷地外）の道路に出ることができない □ 車の座席に介助なしで座ることができない（座位が保てない） □ その他（　　）

④ハザード情報・避難支援情報	
災害リスク	□ 洪水（計画規模）　□ 洪水（想定最大）　□ 高潮　□ 津波
避難手法・避難支援の希望	非常持出品
避難先への移動が必要なとき、「誰」と「どうやって」避難することができますか。 □ 本人だけで、徒歩、車いす、手押し車等で移動できる □ 同居・近居の家族・親族が手伝うことで、徒歩、車いす、手押し車等で移動できる □ 車での移動が必要である（徒歩、車いす、手押し車等での移動が困難） **車での移動が必要なとき、移動手段を本人や家族等で確保できますか。** □ 車での移動手段を本人・家族・親族で確保できる □ 家族等の車　□ 一般のタクシー　☑ 福祉（介護）タクシー　□ その他（　　） □ 車での移動手段は本人・家族・親族で確保できない **避難生活での配慮が必要なことがありますか。** □ ベッドが必要　□ 避難所内の移動は車いすを利用　□ 多目的トイレが必要 □ その他（　　）	【医薬品類】 □ 常備薬　□ お薬手帳 【携行品】 □ 貴重品　□ 水・食料 □ 懐中電灯　□ ラジオ □ 充電器　□ 着替え・雨具・防寒 □ ウェットティッシュ　□ 生理用品 【妊産婦・乳幼児】 □ 母子健康手帳　□ オムツ　□ ミルク関係 □ 離乳食　□ おしりふき

⑤避難計画				
災害	居住地の状況	避難目標	いつ	どこへ
大津波警報・津波警報	町内全域で震度６弱の揺れが発生する可能性があります ※最大震度７	津波浸水エリア外で生活ができる場所へ避難	揺れが収まった後 最低でも94分以内に避難	□ 同居でない家族・親族・知人の家　（南海本線より山側） □ 指定避難所（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・高月コミュニティセンター） □ 上記以外（　　）
津波注意報又は地震のみ				□ 同居でない家族・親族・知人の家 □ 指定避難所（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・忠岡小学校・文化会館・忠岡町総合福祉センター・高月コミュニティセンター） □ 上記以外（　　）
台風	お住まいについて、 □ 一戸建住宅の____階建て □ マンション等共同住宅の____階建ての____階に居住	浸水が始まる前に安全なところへ移動	警戒レベル３が発令された場合、速やかに移動開始	□ 同居でない家族・親族・知人の家 □ 指定避難所（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・忠岡小学校・文化会館・忠岡町総合福祉センター・高月コミュニティセンター） □ 上記以外（　　）
避難経路	（配慮事項：避難経路図は別紙のとおり　）			

２－２　【本人用裏面】

⑥　避難経路

避難経路
（Googleマップ等の地図を貼ったり、避難ルートを書いてみましょう。　）

２－３　【支援者提供用資料（表面)】

（　　　　　　　　　　）さんの避難計画　　　～あなたの支援に必要な情報～

作成者：

作成日：　　　　　年　　月　　日

①本人情報【基本情報】

フリガナ		**性別**		**電話**		**FAX**	
本人氏名				**携帯**		**メール**	
本人住所							
生年月日	年　　月　　日（　　歳)			**自治会名**			
支援理由	☐ 介護保険における要介護認定者（要介護３～５） ☐ 知的障がい児・者（療育手帳Ａ判定） ☐ 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者 ☐ 妊産婦、乳幼児（ひとり親家庭のうち未就学児世帯）			☐ 身体障がい者（身体障がい者手帳１・２級） ☐ ７５歳以上の高齢者のみの世帯の者 ☐ 難病患者 ☐ その他（　　　　　　　　　）			

②親族・関係者情報

緊急連絡先（支援者）	順位	氏　名	住　所	連絡先	続　柄
	1		☐ 同居 ☐ 別居　〇〇市〇〇町〇－〇－〇	自宅： 携帯：	
	2		☐ 同居 ☐ 別居　〇〇市〇〇町〇－〇－〇	自宅： 携帯：	
支援関係者	順位	機関名・氏名	種　別	電話番号	
	1 (必須項目)		☐ 自治会関係者(隣人) ☐ 民生・児童委員	固定： 携帯：	
	2		☐ 自治会関係者(隣人) ☐ 民生・児童委員 ☐ 福祉専門職　☐ 医療関係　☐ 福祉事業所	固定： 携帯：	

⑤避難計画

災害	居住地の状況	避難目標	いつ	どこへ
大津波警報・津波警報	町内全域で震度６弱の揺れが発生する可能性があります ※最大震度７	津波浸水エリア外かつ生活ができる場所へ避難	揺れが収まった後 最低でも94分以内に避難	☐ 同居でない家族・親族・知人の家　（南海本線より山側） ☐ 指定避難所　（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・高月コミュニティセンター） ☐ 上記以外（　　　　　　　　）
津波注意報又は地震のみ				☐ 同居でない家族・親族・知人の家 ☐ 指定避難所　（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・忠岡小学校・文化会館・忠岡町総合福祉センター・高月コミュニティセンター） ☐ 上記以外（　　　　　　　　）
台風	お住まいについて、 ☐ 一戸建住宅の＿＿階建て ☐ マンション等共同住宅の＿＿階建ての＿＿階に居住	浸水が始まる前に安全なところへ移動	警戒レベル３が発令された場合、速やかに移動開始	☐ 同居でない家族・親族・知人の家 ☐ 指定避難所　（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・忠岡小学校・文化会館・忠岡町総合福祉センター・高月コミュニティセンター） ☐ 上記以外（　　　　　　　　）
避難経路	（配慮事項：避難経路図は別紙のとおり　）			

【支援者提供用資料（裏面）】

避難経路
（Googleマップ等の地図を貼ったり、避難ルートを書いてみましょう。　）

３．個別避難計画作成の流れ

３－１　事前準備

「個別避難計画」の作成に必要となる書類を準備します。

①準備する書類

・災害時の個別避難計画作成に係る同意確認書（様式第１号）

・個別避難計画（様式第２号）

・総合防災マップ ※下記参照

・「個別避難計画」について（チラシ）

※同意確認書・個別避難計画の様式と防災マップは町のホームページでもダウンロードできます。

◇「個別避難計画」（様式第２号）

個別避難計画／忠岡町役場ホームページ

https://www.town.tadaoka.osaka.jp/soshiki/jichi_bosai/1/13/6047.html

◇　総合防災マップ

各種ハザードマップ／忠岡町役場ホームページ

https://www.town.tadaoka.osaka.jp/kurashi/bousai_kikikanri/hazardmap/2017.html

②参考サイト（ハザードマップポータルサイト）

重ねるハザードマップへ対象者の住所を入力し、表示する災害の情報を選択することによりハザード情報を確認することができます。

https://disaportal.gsi.go.jp/

③本人の情報の確認

本人に関する基本情報について、事前に確認します。

④総合防災マップ等の確認

総合防災マップまたは３－１　②のハザードマップポータルサイトで対象者のハザード情報（津波、洪水、高潮等）と近隣の「指定避難所」を確認してください。

３－２　「個別避難計画」についての説明

本人・家族等への面談、説明及び同意を行います。

①　本人・家族等への面談、説明及び同意

本人・家族等へ説明を行う際は、次の説明内容を説明し同意を得てください。

同意を得た後、「個別避難計画」について（チラシ）を渡してください。

（説明内容）

・「個別避難計画」の作成は、忠岡町からの協力依頼を受けて実施していること。
・「個別避難計画」は、「いつ」「どこへ」「誰と」「どのように」避難するのか、また避難の際や避難所では、「どのような支援が必要なのか」など、一人ひとりの避難計画をあらかじめ作成しておくものであること。
・「個別避難計画」を作成しておくことにより、災害時の円滑な避難支援に繋がること。
・災害が発生した場合、全員が被災者となり、災害の状況により、必ずしも支援を受けられるとは限らないこと。
・個別避難計画の同意確認欄記載のとおり、避難支援等関係者に避難支援に必要な最低限の情報を提供すること。
・災害時の自宅（居所）のリスク等（津波、洪水など）

３－３　「個別避難計画」の作成

「個別避難計画」（様式）に沿って、「個別避難計画」を作成します。

①本人情報【基本情報】

・本人の情報についての確認をお願いします。

・自治会名が分からない場合は町で記入します。（自治会未加入の場合は未加入と記入）

【様式抽出】

<table>
<tr><th colspan="8">①本人情報【基本情報】</th></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td><td>電話</td><td></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>本人氏名</td><td></td><td>携帯</td><td></td><td>メール</td><td></td></tr>
<tr><td>本人住所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td><td colspan="2">自治会名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>支援理由</td><td colspan="7">□ 介護保険における要介護認定者（要介護３～５）　□ 身体障がい者（身体障がい者手帳１・２級）
□ 知的障がい児・者（療育手帳Ａ判定）　□ ７5歳以上の高齢者のみの世帯の者
□ 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者　□ 難病患者
□ 妊産婦、乳幼児（ひとり親家庭のうち未就学児世帯）　□ その他（　　　）</td></tr>
</table>

②　親族・関係者情報

・この欄は、要支援者が「誰と」避難するのかを記入する欄になります。

・緊急連絡先は、災害時に親族等の優先的に連絡する方の情報を入力してください。

・支援関係者は、避難支援等実施者の氏名を記入いただきます。

→　避難支援等実施者となる方が見つからない場合は、提出時に町へ相談してください。

・支援関係者欄への氏名等の記載は、**１名は必須とし、２人目は空欄でもかまいません。**

→　２人目は、医療機関や福祉事業所（事業所、職員個人いずれも可）を記載することも可能です。

◆避難支援等実施者（避難支援をする人）について◆

災害が発生しそうな場合や発生した際に、避難行動要支援者（本人）に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなど避難行動に協力をする方です。

いざという時の避難行動に協力してもらえるよう、出来る限り近隣の方に本人・家族等から依頼をするようお声かけをお願いします。 自治会等の協力が必要な場合は、本人又は福祉専門職より、町に相談してください。

なお、避難支援等実施者は、避難支援等の実施に法的な責任や義務を負いません。

また、**避難支援等実施者も自分や家族の安全が最優先となりますので、必ずしも支援が受けられるとは限らない旨を要支援者に十分理解して頂く必要があります。**

【様式抽出】

②親族・関係者情報					
緊急連絡先（支援者）	順位	氏　名	住　　所	連絡先	続　柄
	1		☐ 同居 ☐ 別居　〇〇市〇〇町〇－〇－〇	自宅： 携帯：	
	2		☐ 同居 ☐ 別居　〇〇市〇〇町〇－〇－〇	自宅： 携帯：	
支援関係者	順位	機関名・氏名	種　　別	電話番号	
	1 (必須項目)		☐ 自治会関係者(隣人) ☐ 民生・児童委員	固定： 携帯：	
	2		☐ 自治会関係者(隣人) ☐ 民生・児童委員 ☐ 福祉専門職 ☐ 医療関係 ☐ 福祉事業所	固定： 携帯：	

③　本人情報（詳細情報）

・この欄は、本人の生活状況や日頃の関わり、身体の状況を記入いただきます。
全て☑ボックスになっていますので、当てはまる場合は☑をお願いします。
・枠内に収まらない場合は、別紙で提出いただくことも可能です。
→ただし、別紙のみでの対応は不可とします。

【様式抽出】

③本人情報【詳細情報】		
生活状況	同居状況	☐ ひとり暮らし　☐世帯全員が75歳以上　☐同居家族の支援が受けられない（具体的に　） 世帯人数：　人世帯　（本人含む）　家族構成（　）
	※2人以上世帯の方のみ回答ください	
	自宅で1人きりになる時間が　☐ ない　☐ ある　（月、火、水、木、金、土、日）　（　時　分 ～　時　分） ☐ 決まった外出　（月、火、水、木、金、土、日）　（　時　分～　時　分）　（行き先：　） ☐ 決まった外出　（月、火、水、木、金、土、日）　（　時　分～　時　分）　（行き先：　）	
	居所見取図（寝室の位置、普段居る部屋 等） ☐ リビング（____階）　☐ 寝室（____階） ☐ その他特記事項（　）	
日頃の関わり	☐ 日頃から家庭訪問や声かけをしてほしい　☐ 緊急時以外は来ないでほしい ☐ 家庭訪問の前に連絡がほしい（　）　☐ その他（　）	
身体の状況	移動等	☐ 補助具（杖や歩行器等）を使用し移動　☐車いすで移動　☐ 寝たきり（車いす不可） ☐ 体に動かない（動きにくい）部位がある【具体的に：　】
	認知面	☐ 物が見えない（見えにくい）　☐音が聞こえない（聞こえにくい） ☐ 指示理解が難しい　☐状況判断が難しい　☐ 避難所等、集団生活が困難 ☐ 生年月日や年齢を言えない　☐短期記憶ができない　☐ 今の季節を理解できない ☐ 徘徊する可能性がある
	医療面	☐ 医療機器等を使用している ☐ 人工透析　☐在宅酸素　☐インスリン　☐ 人工呼吸器　☐電気式たん吸引器　☐胃ろう ☐ 難病患者（人工呼吸器を装着している者、気管切開をしている者等）☐ その他（　） ⇒ 避難所において、電源の確保　☐必要　☐ 不要
	その他	☐ 食事、排泄、移動のどれかがひとりでできない ☐ 本人や同居の家族等の協力だけでは、自宅前（共同住宅では敷地外）の道路に出ることができない ☐ 車の座席に介助なしで座ることができない（座位が保てない） ☐ その他（　）

④　ハザード情報・避難支援情報

・この欄は、総合防災マップ等のハザードマップを確認し、各災害の浸水エリア内であれば、☑をお願いします。要支援者に対して可能な限りハザード状況の説明をお願いいたします。

・「誰と」「どうやって」避難所等へ避難するか、避難支援等実施者等と調整の上、記入をお願いします。ただし、津波災害時は道路が混雑する場合があることも念頭に置き、徒歩圏内で津波を凌げる場所を選定するようにしてください。風水害時は、早めの避難が必要であることをお伝えください。（タクシーや福祉（介護）タクシーは、風水害時のみ使用するなど話し合いをお願いします。）

・非常持出品については、聞き取りの上で記入をお願いします。他に作成したものがある場合は、別紙で提出することも可能です。

【様式抽出】

④ハザード情報・避難支援情報		
災害リスク	□ 洪水（計画規模）　□ 洪水（想定最大）　□高潮　□津波	
避難手法・避難支援の希望		非常持出品
避難先への移動が必要なとき、「誰」と「どうやって」避難することができますか。 □ 本人だけで、徒歩、車いす、手押し車等で移動できる □ 同居・近居の家族・親族が手伝うことで、徒歩、車いす、手押し車等で移動できる □ 車での移動が必要である（徒歩、車いす、手押し車等での移動が困難） **車での移動が必要なとき、移動手段を本人や家族等で確保できますか。** □ 車での移動手段を本人・家族・親族で確保できる □ 家族等の車　□ 一般のタクシー　□ 福祉（介護）タクシー　□ その他（　　　） □ 車での移動手段は本人・家族・親族で確保できない **避難生活での配慮が必要なことがありますか。** □ ベッドが必要　□ 避難所内の移動は車いすを利用　□ 多目的トイレが必要 □ その他（　　　）		【医薬品類】 □ 常備薬　□お薬手帳 【携行品】 □ 貴重品　□ 水・食料 □ 懐中電灯　□ ラジオ □ 充電器　□ 着替え・雨具・防寒 □ ウェットティッシュ　□ 生理用品 【妊産婦・乳幼児】 □母子健康手帳　□ オムツ　□ミルク関係 □離乳食　□ おしりふき

⑤　避難計画

・この欄は、「どこへ」避難するかを記入する欄になります。

・居住地の状況を聴き取り、「避難目標」と「いつ」に関して記載していますので、ご確認をお願いします。

・災害種別「大津波警報・津波警報」の場合、「津波注意報又は地震のみ」の場合、「台風」の場合で、「どこへ」避難するか記入をお願いします。

・上記以外欄は、一時避難先として津波避難ビルや受入れ可能な福祉施設等を想定しています。受入れ先の災害リスク等確認をお願いします。

【注意事項】

⑴　**大津波警報・津波警報**の避難計画については、南海本線より西側（海側）のエリアの要支援者の避難場所は、**浸水エリア外のふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校のいずれかを選択してください。知人宅についても同様です。**

※浸水エリア外であっても、南海本線より東側（山側）に避難することを推奨しています。

→　南海本線より東側に避難することが困難な場合は、津波避難ビルにも指定されている「文化会館」を選択してください。

⑵　避難所まで避難することが困難で、自宅の２階以上が浸水深より高い場合は、自宅の２階を避難場所にすることも可能とします。その場合は、上記以外欄「自宅２階」と記載してください。

〇 忠岡町指定避難所（詳細は、総合防災マップ P.27 参照）

⑴ふれあいホール　⑵忠岡中学校　⑶東忠岡小学校　⑷忠岡小学校　⑸文化会館　⑹忠岡町総合福祉センター　⑺高月コミュニティセンター　⑻東忠岡こども園（二次避難所のため未記載）

〇 地震ハザードマップ（総合防災マップ P．23・24）

津波ハザードマップ（総合防災マップ P．25・26）**を必ず確認してください。**

※１m以上の津波が来るまで 94 分と想定されています。想定外の事態もあり得ますので、早期避難を呼びかけてください。（忠岡町総合防災マップ P.25）

【様式抽出】

⑤避難計画				
災害	居住地の状況	避難目標	いつ	どこへ
大津波警報・津波警報	町内全域で震度６弱の揺れが発生する可能性があります ※最大震度７	津波浸水エリア外で生活ができる場所へ避難	揺れが収まった後 最低でも94分以内に避難	□ 同居でない家族・親族・知人の家　（南海本線より山側） □ 指定避難所　（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・高月コミュニティセンター） □ 上記以外（　　　　　　　　　　）
津波注意報又は地震のみ				□ 同居でない家族・親族・知人の家 □ 指定避難所　（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・忠岡小学校・文化会館・忠岡町総合福祉センター・高月コミュニティセンター） □上記以外（　　　　　　　　　　）
台風	お住まいについて、 □一戸建住宅の＿＿階建て □マンション等共同住宅の＿＿階建ての＿＿階に居住	浸水が始まる前に安全なところへ移動	警戒レベル３が発令された場合、速やかに移動開始	□ 同居でない家族・親族・知人の家 □ 指定避難所　（ふれあいホール・忠岡中学校・東忠岡小学校・忠岡小学校・文化会館・忠岡町総合福祉センター・高月コミュニティセンター） □ 上記以外（　　　　　　　　　　）
避難経路	（配慮事項：避難経路図は別紙のとおり　）			

⑥　避難経路

・この欄は、避難場所が決定すれば、自宅から避難場所までの避難経路を記載していただきます。
・「04 避難経路図の作り方」を参照し、Google マップ等をスクリーンショットして添付してください。作成が難しい場合は、手書きでも差し支えありません。
※Google マップをスクリーンショットする場合は、「地図データ：©2026 Google」と必ず記載してください。
・避難先を自宅の２階にする場合は、記載する必要はありません。
・避難経路は、最短のルートではなく、安全な経路（大きい道路を通る等）で避難所まで移動できるルートを選ぶようにしてください。

避難経路
（Googleマップ等の地図を貼ったり、避難ルートを書いてみましょう。　）

⑦ 個別避難計画（支援者用）について

個別避難計画（支援者用）は、避難支援者等関係者や避難支援等実施者が保管するものになります。避難支援等実施者等には、避難に必要な最低限の情報で共有する必要がありますので、支援者用シートの作成にご理解・ご協力をお願いいたします。（避難支援等実施者が親族である場合を除く。）
エクセルに入力した場合、支援者用シートに全て転記するようになっていますが、☑や地図の添付は再度入力をしていただく必要があります。
避難支援等実施者への共有方法については、原則、本人又はご家族から避難支援等実施者に写しを渡していただく想定ですが、本人又はご家族から渡すことが難しい場合は、自治防災課へご相談ください。（後の P.15 をよくご確認ください。）

４．個別避難計画作成後の手続き

４－１　関係書類の作成

①「災害時の個別避難計画作成に係る同意確認書（様式第１号)」(原本）
作成した 「同意確認書」 のコピーを本人及び事業所等で保管してください。
② 「 個別避難計画（様式第２号） 」 （原本）
作成した 「 個別避難計画 」 のコピーを本人及び事業所等で保管してください。
③「個別避難計画作成支援報償費振込依頼書」
忠岡町個別避難計画作成支援報償費支給要領に基づき、作成してください。

４－２　関係書類の提出方法

関係書類の提出は、計画等が完成した日の翌月末日までに提出してください。
① 「災害時の個別避難計画作成に係る同意確認書（様式第１号)」(原本）
⑴ 持参又は郵送　（持参の場合は、午前９時から午後５時まで）
（〒595-0805　泉北郡忠岡町忠岡東１丁目３４番１号
忠岡町役場町長公室自治防災課(５階)宛　）
② 「個別避難計画（様式第２号)」
⑴ メール（tadaokajichi@town-tadaoka.jp）
※任意の方法でパスワードを設定し、提出してください。
※メール提出の場合は持参等不要
⑵ 持参又は郵送　（持参の場合は、午前９時から午後５時まで）
（〒595-0805　泉北郡忠岡町忠岡東１丁目３４番１号
忠岡町役場町長公室自治防災課(５階)宛　）
③「個別避難計画作成支援報償費振込依頼書」
⑴ メール（tadaokajichi@town-tadaoka.jp）
※任意の方法でパスワードを設定し、提出してください。
※メール提出の場合は持参等不要
⑵ 持参又は郵送　（持参の場合は、午前９時から午後５時まで）
（〒595-0805　泉北郡忠岡町忠岡東１丁目３４番１号
忠岡町役場町長公室自治防災課(５階)宛　）

４－３　提出された「個別避難計画（様式第２号)」等の内容確認について

提出された「個別避難計画」等の内容を確認します。
提出された「個別避難計画」等を確認後、修正が必要になった場合は、提出して頂いた「個別避難計画」等（原本）を返却しますので、必要に応じて本人・家族等に再度聴き取りを実施し、「個別避難計画」(原本）を修正の上、自治防災課へ提出してください。

４－４　提出された「個別避難計画」の修正と更新の違いについて

①　「個別避難計画」の修正

「個別避難計画」を提出した後、担当課の確認により修正が必要となった場合です。

修正は返送された「個別避難計画」（原本）に記入が済み次第、自治防災課への提出をお願いします。

②　「個別避難計画」の更新

下記の例等により既に作成された計画の内容を変更する場合に更新します。

更新は、送付された「個別避難計画」の写しやデータを朱書きで記入し、記入が済み次第、自治防災課への提出をお願いします。

【重要な更新とは…】

・要介護の状況が変わったとき
・障害の状態・程度が変わったとき
・難病に認定されたとき
・町内で転居したとき
・避難支援等実施者が変わったとき
・２人以上の世帯から一人暮らしになったとき
・その他、計画に記載した避難支援に影響を及ぼす家族構成の変化があったとき

４－５　提出された「個別避難計画」の平時の活用について

提出された「個別避難計画」は、本人用と支援者用をそれぞれ自治防災課においてラミネート加工をします。ラミネートした個別避難計画は、福祉専門職より要支援者本人へ手渡してください。

ラミネートする個別避難計画

①　本人用個別避難計画　１部

⇒　要支援者本人のご自宅等で保管していただく想定です。
（リビングや冷蔵庫等への貼付など、見やすい場所での保管を推奨します。）

②　支援者用個別避難計画　２～３部

⇒　支援者１～２人用と、要支援者本人の避難バッグ等に携帯していただく想定です。

５．報償費の支払い

５－１ 報償費の支払い

忠岡町個別避難計画作成支援報償費支援要領に基づき、作成が完了した個別避難計画について、報償費をお支払いします。

報償費は、個別避難計画の初回作成時、重要な事項の更新時（P.15 記載）にのみお支払いをさせていただきます。

① 支払いまでの流れ

「災害時の個別避難計画作成に係る同意確認書（様式第１号）」
「個別避難計画（様式第２号）」
「個別避難計画作成支援報償費振込依頼書」を提出

↓

担当課が 「個別避難計画」の内容等を確認

↓ ↓

修正なし　　　　　　　　修正あり

　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　　　　　再提出依頼

　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　　　　　　再提出

↓ ↓

自治防災課でラミネート加工をして福祉専門職に手渡し

↓

福祉専門職より要支援者本人へラミネートした個別避難計画を手渡し

↓

報償金 支払い

②報償費の単価

新規作成	１件	4,000 円
重要な事項の更新	１件	2,000 円

③報償費の支払先

報償金の支払いは、事業所へお支払いいたします。

６．参考資料

個別避難計画 QA　よくある質問

◆「 個別避難計画 」の作成について

問１	「個別避難計画」は必ず作成しないといけないですか？
答１	あくまでも本人、家族等の同意で作成するものであり、強制するものではありません。 しかし、災害時に１人でも多くの方の高齢者や障がい者等の命を救うためには、お一人おひとりの状況に合わせて、避難の計画を事前に作成していただきたいと考えています。

問２	対象者が個別避難計画作成を望まなかった場合、町への報告が必要ですか？
答２	町で作成状況を把握したいため、ご連絡いただけると助かります。

問３	個別避難計画作成の対象者基準は？
答３	個別避難計画作成対象者は「避難行動要支援者名簿」に登録されている方が対象となります。 対象者要件としては、在宅生活をしている次の①～⑧のうち、自分や家族の支援での避難が困難であり、かつ避難支援等関係者へ個人情報の提供に同意をいただいた方です。個別避難計画の作成については、「避難行動要支援者名簿」登録者の身体状況や居住地のハザード状況等を考慮した上で、段階的に各事業所へ依頼させていただく予定です。 ①介護保険における要介護認定者（要介護３～５） ②身体障がい者（身体障がい者手帳１・２級） ③知的障がい児・者（療育手帳Ａ判定） ④75 歳以上の高齢者のみの世帯の者 ⑤精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者 ⑥難病患者（特定疾患・小児慢性特定疾患） ⑦妊産婦、乳幼児（ひとり親家庭で就学前児童が２人以上の世帯に限定） ⑧その他　上記以外の者であっても地域における要支援者支援の取組において、個別具体の状況から支援を必要とする者を対象とします。 ※長期入院等の方は除きます。

問４	本人・家族等が「個別避難計画」の作成を望まなかった（同意しなかった）場合は、引き続き「個別避難計画」の作成について勧奨する必要はないですか？
答４	本人・家族等が「個別避難計画」の作成を望まなかった（同意しなかった）場合でも、概ね１年程度を目途に、再度災害についての情報提供や「個別避難計画」の必要性等を説明し、「個別避難計画」作成意向の確認をお願いします。

問５	「個別避難計画」は、どのように活用されますか？
答５	「個別避難計画」は、民生委員や自治会等の避難支援者等関係者や避難支援等実施者に提供され、災害時の避難支援活動や安否確認等に活用されます。

問６	「個別避難計画」を作成すれば、災害時に避難支援等実施者や誰かが必ず助けに来てくれますか？と住民から質問があった場合どのように説明したら良いですか？
答６	「個別避難計画」を作成することで、災害発生時における避難支援を受ける可能性は高まりますが、災害発生時には支援する側もご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、必ずしも避難支援が受けられるとは限りません。また、支援する側に法的な責任や義務を負うものではありません。災害の規模が大きくなればなるほど、役場や消防は町内全体に対する災害対策を行うため、「公助」による個別の支援は難しくなります。そのため、ご自身で日頃から自分でできることは自分で行うように心がけ、自分から周りの人と良い関係を作るなど、災害時に備えておくようご説明をお願いします。

問７	高齢者世帯のうち、一人だけを担当している。担当している人の「個別避難計画」は作成したが、担当していない方の分は「個別避難計画」を作成していない。 災害時には一緒に避難する必要があるが、担当していない人の「個別避難計画」を作成する必要はありますか？
答７	その方（担当ではない方）が避難する際に、支援が必要であると思われる場合には、避難行動要支援者名簿の登録の届出が必要となりますので、自治防災課にご連絡ください。

問８	新たに、「個別避難計画」を作成した方がよいと思われる方がいる場合は、どうしたらいいですか？
答８	自治防災課から依頼させていただいた方以外にも、「個別避難計画」が必要と思われる方がいる時は、既に作成済みや避難行動要支援者名簿に登録がない場合も考えられるため、自治防災課へ連絡をお願いします。

問９	別の様式で 「個別避難計画」 に代わるものを作成しているが、それを提出してもいいですか？
答９	お手数をおかけしますが、忠岡町所定の様式での提出をお願いします。

問10	「個別避難計画」の検証は、必ず実施すべきでしょうか？
答10	必ずしも検証は必要ではありませんが、計画の内容等に応じて必要があれば検証をお願いします。本人・家族、避難支援等実施者等と実際に避難経路を歩いていただくなど、避難経路の安全性や避難にかかる時間、道のりなどの確認をしていただく中で、出てくる課題もあるかもしれませんので、実効性を確認した結果、必要に応じて計画の見直しもお願いします。

◆避難について

問１	指定避難所、指定福祉避難所及び協定締結先福祉避難所の違いは？
答１	「指定避難所」とは、災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設です。状況に応じて順次開設しますので、町の避難所開設情報をよくご確認ください。 「指定福祉避難所」とは、高齢者や障がいのある方、妊産婦など避難生活において特別な配慮を必要とする人及びその家族等を対象とした施設で、一般の指定避難所と同様に町が必要に応じて開設する避難所です。 「協定締結先福祉避難所」とは、町は、町内福祉事業所と「災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定」を締結しており、要配慮者及びその家族等が一般の指定避難所や指定福祉避難所では避難生活が困難である場合、または、指定福祉避難所の定員を超過する場合等、必要に応じて福祉事業所の協力を得た上で開設される二次的避難施設です。発災当初から避難所として利用することはできませんので、当初から避難する場所に選定することはできません。（用語集 P.25 も参照してください。）

問２	指定避難所が地区内で複数ある場合、どこを選択してもいいですか
答２	どの避難所を選んでいただいても構いません。本人・家族等の状況や、危険箇所図（URL：https://www.town.tadaoka.osaka.jp/kurashi/bousai_kikikanri/bousai_map/2023.html）（忠岡町危険箇所図／忠岡町役場ホームページ）QR コード を参照しながら、最も避難しやすい避難所を選ぶようにしてください。 ただし、津波浸水エリアなどを考慮して選定をお願いいたします。

問３	個別避難計画（様式第２号）の「避難場所」欄には、必ず指定避難所を書かないといけないですか？
答３	必ず「指定避難所」でないといけないということではありません。安全が確保されていれば、自宅や自宅の上層階、別居家族の家、近所の建物等を記入していただいても構いません。自宅の状況や避難支援の状況等は一人ひとり異なりますので、その人に合った避難場所を記入してください。

問４	大雨の時（洪水、高潮）、地震の時（津波）それぞれ別々の避難場所を考える必要がありますか？
答４	お見込みのとおりです。大雨の時（洪水、高潮）は、自宅の予想浸水深等を考慮して避難場所を決定し、地震の時（津波）は、より高い所、より安全な所へ避難するなど命を守ることを一番に考え、避難場所を決定してください。また、自宅の状況や自宅の災害のリスク（水害のリスクが高い・低い等）、本人の状況、避難支援等実施者等の状況を可能な限り考慮した上で、避難場所を決定してください。

問６	どの時点で避難を開始し始めればいいですか？
答６	避難開始の判断はお一人おひとり、状況により違いますので、本人・家族等と相談の上、避難するタイミングを決定してください。ただし、エリアメールなどで「警戒レベル３」高齢者等避難の防災情報が発令された時には、確実に避難行動をとっていただくよう、お伝えください。

問７	「個別避難計画」の検証にはどのような方法がありますか？
答７	地域（自治会等）が主体となって行う避難訓練に参加し計画の検証を行う方法や、必要に応じて個別で避難経路や避難方法等の確認を行う方法があります。

◆避難支援等実施者 について

問１	近隣に避難支援等実施者が見つからない場合はどうすればいいのか？
答１	近隣で避難支援等実施者がどうしても見つからない場合は、自分が助かる可能性が少しでも高まる方法、場所への避難を本人が考えられるよう声かけをお願いします。自主防災組織や民生委員等と話し合い、避難支援を一緒に考えていただくことも一つですので、町まで相談してください。

問２	避難支援等実施者になって欲しいと頼むのは誰ですか？ また、避難支援等実施者になるには どうしたらいいですか？
答２	災害時の避難行動要支援者の支援制度は、地域の方々同士の「助け合い、支え合い」という共助に基づくものですので、原則として本人・家族等が避難支援等実施者になっていただきたい方に依頼をします。そのためには、普段からのお付き合いを大事にしていただき、声を掛け合う関係になっていただくことが大切だと考えています。ただ、状況によっては本人・家族等だけでは避難支援等実施者になっていただく方を見つけること、声をかけることが困難な場合もあるかと思われますので、出来る範囲で支援（お手伝い）をいただければありがたいです。 また、避難支援等実施者は「個別避難計画」に氏名・住所・電話番号等が記載され、避難支援者等関係者に連絡先情報が提供されますので、本人・家族等から必ず説明し、同意いただくよう説明をお願いいたします。

問３	避難支援等実施者は同居の家族でもいいですか？
答３	同居家族を避難支援等実施者にすることも可能ですが、この制度は、自分や家族だけでは避難することが難しい方が対象となっているため、原則、避難支援等実施者は同居の家族以外の方を想定しています。日中独居の場合など、同居の家族が支援できない時間帯に避難支援を行うことができる方を記入してください。

問４	本人・ 家族等から「避難支援等実施者を探して欲しい、避難支援等実施者の候補者に、自分の代わりに依頼して欲しい」と言われた場合はどうすればいいですか？
答４	介護支援専門員や相談支援専門員が、本人・家族等に代わって避難支援等実施者を探すことは行わない旨をお伝えください。 しかしながら、本人・家族等だけでは避難支援等実施者に依頼することが困難であり、サポートが必要な場合には、本人・家族等と共に、可能な範囲での支援（お手伝い）をお願いします。

問５	避難支援はどこまで責任を負うものですか？
答５	災害時には避難支援等実施者も、ご自身やご家族の安全確保がなされたうえでの支援となるため、可能な範囲で支援をお願いするものです。また、法的な責任や義務を負うものではありません。

問６	町外に親族が住んでいる場合は、その親族を避難支援等実施者にしてもいいですか？
答６	避難支援等実施者は近隣にお住まいの方が好ましいですが、災害の規模や状況、避難支援の方法により、町外の親族を避難支援等実施者にしていただくことも可能です。 【例：台風など予測がつく災害時の場合、町外の親族の送迎により避難所や別居の家族の家に前もって避難する等】

問７	要支援者から「事業所や介護支援専門員 、相談支援専門員に避難支援等実施者になって欲しい」と頼まれた場合どのように対応したらいいですか？
答７	災害時の避難は急を要するため、近隣の方に避難支援等実施者になっていただきたいと考えていますが、状況により事業所や介護支援専門員、相談支援専門員が避難支援等実施者になることも可能です。【例：事業所の近隣の方など早い段階での災害情報提供等の避難支援など】 しかし、災害時等に事業所や介護支援専門員、相談支援専門員が本人に対して声かけや実際に避難支援をすることには限界があり、難しいのではないかと考えます。現実に即して検討していただき、無理な場合は本人・家族等に困難である理由の説明をお願いいたします。

問８	家族がいない人や避難支援等実施者の欄に何の記載もない方には、公助（町職員、消防、警察官等）による避難支援がありますか？
答８	公助（町職員、消防、警察官等）による避難情報の伝達は、防災行政無線放送、防災メールなどによる一般的な周知となります。また、災害の規模が大きくなればなるほど、役場や消防は町内全体に対する災害対策を実施するため、「公助」による個別の支援は難しくなります。そのため、「自助」、「共助」により「個別避難計画」を作成し、ご自身の判断で避難行動を開始していただくよう、本人・家族等へ説明をよろしくお願いします。

◆その他

問１	「個別避難計画」 を作成後、担当者が変更になった時、どのように対応すれば良いですか？
答１	同事業所内であれば、通常の引継ぎのなかで「個別避難計画」が作成済みであること、またその内容について情報共有をお願いします。事業所自体が変更になる場合は、本人・家族等の了承を得た上で、新たな事業所へ引継ぎを行ってください。引継ぎを行っていただく際や引継ぎが難しい場合は、担当課までご連絡ください。

問２	「個別避難計画」の様式をデータで提供してもらえないですか？
答２	「個別避難計画」の様式（白紙）については、町のホームページからダウンロードできます。Ｅメールで受け取り希望の場合は、下記メールアドレス宛に「個別避難計画様式希望」とメールを送信してください。（アドレス：tadaokajichi@town-tadaoka.jp）

問３	長期入院、施設入所などの対象者についてはその都度報告が必要ですか？
答３	長期入院や長期で施設入所される方などについては、避難行動要支援者制度の対象外となるため、自治防災課までご報告をよろしくお願いいたします。

問４	障がい者の場合、「福祉専門職」とは計画相談支援専門員のみを指しますか。
答４	障害福祉サービス等未利用の方などについては、委託相談支援事業所など現に関わっていただいている支援者の方と個別に相談をさせていただきながら作成していきたいと考えています 。

〇用語集

・避難行動要支援者
避難するときに、配慮を必要とする方（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）のうち、自力での避難が困難であり、避難のために特に支援を必要とする方です。
略して要支援者とも言います。

・避難行動要支援者名簿
市町村が避難行動要支援者を把握し、あらかじめ登録しておく名簿で、避難支援者等関係者に平時から情報提供することに同意した人の名簿です。

・避難支援者等関係者
避難行動要支援者の避難を支援する方で、自主防災組織の関係者、消防団員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会　等の方々です。

・避難支援等実施者
避難支援等関係者のうち、災害の発生時、または、発生するおそれのある場合、個別避難計画に基づき、安否確認や避難支援の実施など、避難行動要支援者の避難行動を直接支援する方で、家族、親戚、知人、近隣住民 等の方々です。

・個別避難計画
災害時に避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿に登録されている一人ひとりの具体的な支援の計画です。

・指定避難所
災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設です。状況に応じて順次開設しますので、町の避難所開設情報をよくご確認ください。

・指定福祉避難所
高齢者や障がいのある人、妊産婦など避難生活において特別な配慮を必要とする人及びその家族等を対象とした施設で、一般の指定避難所と同様に町が必要に応じて開設する避難所です。

・協定締結先福祉避難所
町は、町内福祉事業所と「災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定」を締結しており、要配慮者及びその家族等が一般の指定避難所や指定福祉避難所では避難生活が困難である場合、または、指定福祉避難所の定員を超過する場合等、必要に応じて福祉事業所の協力を得た上で開

設される二次的避難施設です。発災当初から避難所として利用することはできませんので、ご注意ください。

・防災マップ

津波や河川の洪水（洪水）、排水路の氾濫（内水）、高潮や津波が発生した時の被害の想定を示した地図です。